



# 島根県報

平成21年5月26日（火）

第2,088号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

県営土地改良事業計画の決定	（農 村 整 備 課）	2
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特別保護地区の指定に係る公聴会の開催	（森 林 整 備 課）	2
国土調査の指定	（用 地 対 策 課）	2

### 【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		2
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		3
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		5
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体		6
不在者投票を行うことができる施設の名称の変更		6

### 【公安告示】

交通誘導警備業務1級検定の実施		6
-----------------	--	---

**告 示****島根県告示第423号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成21年 5月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 縦覧に供する書類の名称

出雲南地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

告示の日から21日間

## 3 縦覧の場所

出雲市役所

**島根県告示第424号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成21年 5月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

月 日	時 間	場 所	案 件
6月18日	19時から	大田市山口町山口1181番1 北三瓶まちづくりセンター	三瓶山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

**島根県告示第425号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年 5月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成21年 5月19日	出雲市	吉野右岸①地区	告示の日から平成23年 3月31日まで
平成21年 5月19日	出雲市	高津屋右岸②地区	告示の日から平成23年 3月31日まで

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第17号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであつ

たので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 5月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
川島みつまさ後援会	福田 賢司	伊藤 清美	松江市宍道町昭和120
くみたけ博志後援会	青戸 良臣	組嶽 和枝	松江市堅町 3
川上大後援会	川上 大	重本 泰徳	松江市学園 2-19-13
日野原としろう後援会	森上 秀雄	伊東 政弘	邑智郡邑南町矢上3401
板垣成二後援会	永見 邦夫	荒薦 浩	出雲市佐田町須佐743-9
増田ようすけ会	増田 洋祐	増田 洋祐	出雲市神門町616
かりの正文後援会	森山 巖	日野 恵行	出雲市灘分町807-14
判官俊一を育てる会	判官 俊一	福田 邦男	仁多郡奥出雲町稲原197-1
菊地恵介後援会	田口 勉	永瀬 博徳	出雲市姫原 4-5-8
とうむら俊介後援会	塔村 俊介	塔村 俊介	仁多郡奥出雲町三成698-1
全国障害者団体連合会	高橋 秀明	高橋 秀明	松江市乃木福富町592
大好きです出雲の会	金森 利吉	金折 信藏	出雲市西平田町248
井上かつひろ後援会	中林 英清	川角 俊夫	仁多郡奥出雲町八代292-7
田中あけみ後援会	金山 当雄	田中 真理子	安来市飯梨町157-1
道信俊昭後援会	道信 俊昭	道信 和子	鹿足郡津和野町後田イ78-9
美浦美樹後援会	岩田 晃	森田 寿美	浜田市弥栄町木都賀イ854-1

### 島根県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 5月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

#### 1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
日本共産党島根県委員会	会計責任者	後藤 由美	小笠原 年康
自由民主党島根県出雲市第二支部	主たる事務所の所在地	出雲市今市町1168-2 コーポ 田口 1 F	出雲市今市町南本町1151-2
日本共産党島根県東部地区委員会	会計責任者	上代 善雄	和田 忠
自由民主党佐田町支部	会計責任者	田原 洋二	陰山 光男
	主たる事務所の所在地	出雲市佐田町反辺1601	出雲市佐田町須佐743-9
自由民主党鹿島町支部	代表者	山本 勝太郎	来間 芳章
自由民主党加茂支部	会計責任者	舟木 清	荒木 重利
	主たる事務所の所在地	雲南市加茂町三代525	雲南市加茂町南加茂586
自由民主党斐川支部	主たる事務所	簸川郡斐川町大字直江町1144	簸川郡斐川町大字莊原町3152-2

	の所在地		
自由民主党島根県歯科医師支部	代表者	島田 二郎	財間 至宏
	会計責任者	渡邊 公人	河原 民宜
自由民主党日原支部	代表者	藤井 貴久男	田中 瑞穂
	会計責任者	藤井 貴久男	田中 瑞穂
	主たる事務所の所在地	鹿足郡津和野町須川1494	鹿足郡津和野町商人1371

## 2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
田淵秀喜後援会	会計責任者	小松原 直樹	澤田 秀夫
吉田十二後援会	代表者	吉田 泰子	満田 彰彦
板倉一郎後援会	会計責任者	菅井 智裕	大島 和友
丸松布野宏定後援会	代表者	吾郷 修	布野 宏定
	会計責任者	布野 律子	布野 宏定
	主たる事務所の所在地	出雲市高松町611-2	出雲市高松町611
田中ひろみつ後援会	代表者	加藤 滋夫	加藤 稔
	会計責任者	高麗 光	奥原 勇
ホシザキ電機労働組合島根支部政治活動委員会	会計責任者	野津 慎次	倉橋 修二
西村まこと後援会	代表者	河原 弘	山崎 義興
	会計責任者	池尻 宣隆	松本 剛美
日本栄養士連盟島根県支部	代表者	松本 千秋	稲田 サチ子
安達幾夫後援会	会計責任者	城市 正雄	田原 孝夫
吉金隆後援会	名称	吉金隆後援会	よしかね隆後援会
斎藤菊市後援会	主たる事務所の所在地	松江市東津田町1736-1	松江市東津田町1933-4
若松会	会計責任者	川上 禮子	川上 敬之
井上かつひろ後援会	主たる事務所の所在地	仁多郡奥出雲町三成256	仁多郡奥出雲町八代292-7
岩田拓郎後援会	会計責任者	岩田 節子	足立 勝利
島根県看護連盟	代表者	松浦 昌代	吉田 厚子
	会計責任者	松浦 昌代	吉田 厚子
矢野潔後援会斐川町連合会	代表者	岡野 直毅	杉原 剛
佐々木恵二後援会	会計責任者	藤井 佳子	藤本 回里子
森山健一を育てる会	主たる事務所の所在地	出雲市今市町1168-2	出雲市今市町南本町1151-2
島根県社会福祉政治連盟	会計責任者	山根 正己	木佐 卓男
	主たる事務所の所在地	松江市学園2丁目16-35-205	松江市美保関町北浦956
細木和幸後援会	主たる事務所	雲南市大東町上佐世661	雲南市大東町下佐世1003-7

	の所在地		
石橋ふじお後援会	代表者	石橋 大吉	竹谷 博
布野宏定後援会	名称	布野宏定後援会	丸松布野宏定後援会
	会計責任者	布野 知子	布野 律子
島根県歯科医師連盟	会計責任者	渡邊 公人	河原 民宜
井上かつひろ後援会	主たる事務所の所在地	仁多郡奥出雲町八代292-7	仁多郡奥出雲町三成256
日本薬業政治連盟島根県支部	代表者	鷲野 紀生	辻田 弘幸
	会計責任者	鷲野 紀生	辻田 弘幸
	主たる事務所の所在地	松江市東津田町392-7	松江市矢田町218-2
田中豊昭後援会	会計責任者	田中 宏子	松浦 礼之助
	主たる事務所の所在地	松江市鹿島町御津510	松江市鹿島町北講武862-3

#### 島根県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年 5月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

#### 1 政党

名 称	解散年月日
自由民主党島根県雲南市・飯石郡第一支部	平成21年 4月28日

#### 2 その他の政治団体

名 称	解散年月日
青木幸正後援会	平成20年 3月30日
岡田盛行後援会	平成20年12月14日
角田正紀後援会	平成20年12月28日
深津さとし後援会	平成20年12月31日
新・明江会	平成20年12月31日
石飛郁輔後援会	平成20年12月31日
まつうら市正後援会	平成20年12月31日
さとう京子後援会夢わかちあう会	平成21年 1月31日
中島巖後援会	平成21年 3月15日
明日の横田を語る会	平成21年 3月20日
倉井毅後援会	平成21年 3月20日
朝倉弘太郎後援会	平成21年 3月30日
細木照子後援会	平成21年 3月31日
湯畑しげのぶ後援会	平成21年 3月31日
内田まこと後援会	平成21年 3月31日
亀山和巳後援会	平成21年 3月31日

## 島根県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 5月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
青木 幸正	雲南市議会議員	青木幸正後援会	雲南市加茂町加茂中1330-29	青木 幸正

## 島根県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成21年 5月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
独立行政法人国立病院機構松江病院	松江市上乃木5丁目8番31号	施設の名称	独立行政法人国立病院機構松江医療センター

## 公 安 委 員 会 告 示

## 島根県公安委員会告示第47号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成21年 5月26日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

## 1 検定を実施する警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務1級

## 2 検定実施日時

## (1) 学科試験

平成21年 8月25日（火） 午前9時から午前11時まで

## (2) 実技試験

平成21年 9月15日（火） 午前9時から午後5時まで

## 3 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

#### 4 受検定員

30人

#### 5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

##### (1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験の科目

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 6 受検資格

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

(1) 検定規則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 都道府県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### 7 受検手続に関する事項

##### (1) 受付期間

平成21年7月13日（月）から同月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

##### (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

##### (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 添付書類

(ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(ロ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(ハ) 6(1)に該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書

を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、6(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

(㊦) 6(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

(1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 検定当日は、午前9時から午前9時20分までを受付時間とする。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3491、3493）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。